

個人情報ファイル簿

恩給等受給者個人番号管理ファイル

行政機関の名称	総務省
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務省政策統括官（恩給担当）付恩給管理官付恩給支給官（室）
個人情報ファイルの利用目的	四谷税務署へ提出する公的年金等の源泉徴収票及び恩給等受給者の住所所在の市町村の長へ提出する公的年金等支払報告書を作成するために利用する。
記録項目	1 恩給証書記号番号、2 受給者氏名、3 受給者個人番号、4 郵便番号、5 届出住所、6 住民票記載住所、7 源泉控除対象配偶者（氏名、居住区分、個人番号）、8 控除対象扶養親族(1)（氏名、居住区分、個人番号）、9 控除対象扶養親族(2)（氏名、居住区分、個人番号）、10 控除対象扶養親族(3)（氏名、居住区分、個人番号）、11 16歳未満の扶養親族(1)（氏名、居住区分、個人番号）、12 16歳未満の扶養親族(2)（氏名、居住区分、個人番号）、13 寡婦区分（本人）、14 ひとり親区分（本人）、15 障害者区分（本人）、16 源泉控除対象配偶者の有無、17 源泉控除対象配偶者区分（老人）、18 控除対象扶養親族の数（特定、老人、その他）、19 障害者の数（特別障害、特別障害のうち同居、その他）、20 16歳未満の扶養親族の数、21 非居住者である扶養親族の数、22 海外から国内の居住移動（支給額、税額）、23 申告書提出の有無、24 見合せフラグ、25 差止めフラグ、26 支給停止フラグ、27 多額停止（全額）フラグ、28 若年停止フラグ、29 代理人設定フラグ、30 扶養親族等申告書フラグ、31 受領年月日、32 照会年月日、33 本人確認事項（不備等）、34 備考
記録範囲	課税対象の恩給等受給者及びその控除対象配偶者等
記録情報の収集方法	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書及び個人番号提供票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	四谷税務署長及び恩給等受給者の住所所在の市町村の長
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務省大臣官房総務課 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
令第20条第7項に該当するファイル	なし
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	総務省大臣官房総務課 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

[戻る](#)

[このサイトについて](#) [ご利用にあたって](#) [利用規約](#) [個人情報取扱方針](#) [稼働状況](#) [お問い合わせ](#)
[サイトマップ](#)

Copyright © Digital Agency All Rights Reserved.